

山口市起業化支援対策資金融資利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市起業化支援対策資金融資制度要綱（以下「融資要綱」という。）により山口市内の新規創業者（以下「借受人」という。）が借り入れた事業資金について支払った利子の補給措置を講じることにより、起業化の促進による本市の産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(利子の補給)

第2条 市長は、融資要綱によって事業資金の融資を受けた借受人が、金融機関に対して支払った利子について補給するため、毎年度予算の範囲内で、補助金を交付する。

2 利子補給の交付期間（以下「計算期間」という。）は、起業化支援対策資金融資を受けた日（以下「融資日」という。）から1年間とする。

3 利子補給の額は、前項に定める計算期間に係る利子の全額を限度とする。

(利子補給補助金の交付申請)

第3条 借受人は、利子補給補助金の交付を受けようとするときは、計算期間終了後20日以内に、山口市起業化支援対策資金融資利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 市税の滞納の無いことの証明書

(2) 利子払込証明書（様式第2号）又はこれに代わる物

(3) その他市長が必要と認める書類

(利子補給補助金の交付)

第4条 市長は前条の申請書を受領し、内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、借受人の提出する請求書を受領した日から15日以内に当該補助金を交付するものとする。

(要綱の改正等の手続き)

第5条 この要綱の運用に当たり、改正又は規定以外の事項で必要が生じたときは、市長がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

山口市長 様

申 請 者 :

住 所 :

氏 名 : (※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市起業化支援対策資金融資利子補給補助金交付申請書

山口市起業化支援対策資金融資利子補給補助金交付要綱第3条に基づき、補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 利子補給補助金申請額 円
- 2 利子補給補助金対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 利子補給補助金対象期間内における利子額 円

4 添付書類

(1)	市税の滞納の無いことの証明書 ※法人にあっては、法人及び代表者のもの
(2)	利子払込証明書(様式第2号)又はこれに代わる物
(3)	その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

山口市起業化支援対策資金融資利子払込証明書

1 住所

氏名

2 融資期間

年 月 日から 年 月 日(回払)

3 返済状況

単位:円

返済期間	元金償還額	利子額 (延滞分除く)	備考
月 日 ~ 月 日			

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

金融機関名

銀行

支店

信用金庫

印